

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年12月5日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

漏電に伴う停電の解消のため、ショートしたブレーカー交換が必要であった。

2 履行(納品)場所

横浜市鶴見区矢向3丁目8番1号 矢向小学校

3 契約日

令和5年11月14日

4 履行日又は履行期間

令和5年11月14日

5 契約金額

221,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市保土ヶ谷区仏向町225-3  
尾鈴電気株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

翌日の学校運営に支障が出ない様、児童の安全確保含め、停電解消を最優先に行う必要があったため

8 契約の相手方の選定理由

令和5年度災害協力事業者名簿に登録のある会社の中より、迅速な対応が可能な業者より選定しました。

9 所管課

鶴見区 矢向小学校